

議案第52号

山陽小野田市立サッカー交流公園条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市立サッカー交流公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月20日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市立サッカー交流公園条例の一部を改正する条例

山陽小野田市立サッカー交流公園条例(令和2年山陽小野田市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第13条を第17条とし、第12条の次に次の4条を加える。

(指定管理者)

第13条 市長は、交流公園の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に交流公園の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に交流公園の管理を行わせる場合は、第12条中「職員」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に交流公園の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 交流公園の使用許可に関する業務
- (2) 交流公園の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第3条、第6条、第8条、第9条及び第10条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に交流公園の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第16条 第4条の規定にかかわらず、指定管理者が管理する交流公園及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用する者は、指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を還付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市立サッカー交流公園条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(指定管理者)</u></p> <p><u>第13条 市長は、交流公園の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に交流公園の管理を行わせることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に交流公園の管理を行わせる場合は、第12条中「職員」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p> <p><u>第14条 前条の規定により指定管理者に交流公園の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</u></p> <p><u>(1) 交流公園の使用許可に関する業務</u></p> <p><u>(2) 交流公園の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p><u>2 前項の場合における第3条、第6条、第8条、第9条及び第10条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p>	

第15条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に交流公園の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第16条 第4条の規定にかかわらず、指定管理者が管理する交流公園及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用する者は、指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を還付することができる。

第17条 (略)

第13条 (略)